

大分市自治基本条例検討委員会 第7回市民部会 議事録

日 時 平成22年4月15日(木) 14:00～15:30

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

野尻 哲雄、伊東 龍一、衛本 敏廣、小原 美穂、長野 幸子、宮邊 和弘、
後藤 成晶の各委員(計7名)

【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計5名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 条文案の検討について
 - (2) その他

< 第7回 市民部会 >

事務局	ただ今より「大分市自治基本条例検討委員会第7回市民部会」を開催いたします。 早速ですが、先日、第11回の全体会議がございまして、そのまとめをさせていただきますので、(報告1)というA3の資料をご覧ください。 右側に色付けをしておりますのが、前回、全体会議で出された意見ということでまとめさせていただきます。その中で、中段に赤字で記載している部分が、会議で確認された事項ということで、一つだけですが確認をさ
-----	--

せていただきました。

前回の全体会の主な議題ということで、自治基本条例の最高規範性というところの議論をさせていただいて、部会長さんの方からも議会の代表として、議会の考え方をご発言いただいた上で、「今、制定をめざしている自治基本条例は、大分市の最高規範である」ということの確認を、改めてしたところでございます。

後は、市民部会への意見として、出されたものがございますので、関連がある箇所のみご報告させていただきます。

市民部会の欄の市民の責務のところに記載しておりますが、市民参加・まちづくり部会から出た意見ですが、「市民参加・まちづくり部会が考える『協働は市民に責務を負わせるものではない』という視点から考えたときに、市民の責務の内容は少し違うのではないか。」という意見が出ました。

それと、これに対する意見というイメージだったと思うのですが、「市民の責務は、プラスの方向に皆で意見を出し合い、共に取り組み、責任を持ち、逃げないという形だと思うので、今の記載どおりで良いのではないか。」という発言もございました。

前段の「協働は市民に責務を負わせるものではない」という発言についてですが、当日、ご出席いただいた委員さんは分かるかと思いますが、大半の委員さんの発言が、「市民としてはやはり責務を負ってまちづくりに参加すべきではないか」というような発言でございましたので、市民部会で検討している市民の責務としましては、ここは市民の宣言的な部分であろうということで、事務局としましては、今、検討している方向性で良いのではなからうかなと考えております。

「協働は市民に責務を負わせるものではない」というのは、あくまで市長が発言した内容でございますので、行政から見たときに「市民に責務を負わせてするものではないですよ」という言い方だったと思います。

ただ、市民から見たときには、やはり責任を持って行動するという宣言的な部分という意味で、市民の責務には載せておく必要があるのかなと、検討委員会の皆さんのご意見にもよりますが、個人的にはそういった考え方で良いのかなと思っています。

他の部会に該当するご意見につきましては、後でご確認をいただければと思います。

それと、(報告2)ということでA4の資料ですが、前回の全体会で最高規範性が再確認されたということですが、確認されながらも少し分かりにくいというご意見もございましたので、条例の体系の考え方というものを事務局なりに作成してみました。

図として、3つ記載しておりますが、最初の図は、「自治基本条例と各基本条例の体系」として、全国的な例は極めて少ないと認識していますが、柱となっている執行機関のことを謳っている「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」と「議会基本条例」の3つの基本条例の上に、理念的な条例として「自治基本条例」を被せている例です。

この体系図ですと、大分市は「議会基本条例」については既に制定済みですので、屋根となる「自治基本条例」を理念的に作って、残りの「行政基本

条例」と「市民に関する基本的な条例」についても併せて制定するという流れになるかと思えます。

今までの議論では、このような方向で作るという議論ではなかったと思うのですが、誤解をされている方もいらっしゃるということで、一つの図として作ってみました。

次の、「一般的な自治基本条例の体系」として、現在、各地で制定されている「自治基本条例」の体系で最も多いものとなっていますが、「自治基本条例」という一つの条例の中に「市民に関する内容」と「行政に関する内容」、「議会に関する内容」が全て謳い込まれています。

この体系は、「自治基本条例」を作る一般的なパターンですので、大分市にあてはめた場合は、「議会基本条例」が既にありますことから、「議会に関する内容」を詳細に謳う必要がないのではないかと判断されます。

よって、全体会議で確認された、「自治基本条例」が最高規範であるということと、議会の協議による決定内容や皆さんのご意見を念頭に置いた上で、大分市がめざす体系としましては、一番下に記載していますが、2番目の一般的な体系を意識しつつも、大分市には「議会基本条例」があるということで、基本的には、「自治基本条例」の中には、「市民に関する内容」と「行政に関する内容」を謳い込み、「議会に関する内容」については、「議会基本条例による」ということを「自治基本条例」の中に謳い込むことで、「議会基本条例」を結びつけるという内容になるのだろうと考えております。

そういうことで、検討委員の皆さんにご検討いただく内容としましては、図にありますように、色付けされた部分をご検討いただくということであり、今後の課題としましては、「議会基本条例」に謳われている部分で市民と行政に関する内容とかぶる部分、図で言いますと、円が重なっている部分をどのように謳うのか。

例えば、一つの条文として、議会にも関連する条文がある場合に、議会を含んで謳うのか、それとも、「議会基本条例によること」としているの、議会だけを外して謳うのかというような、課題があるのではないかと考えています。

具体的には、理念部会で検討する「前文」や「基本理念・原則」には、議会も含んだ全ての大分市を意識した作りになるのは、異論のないところであろうと考えておりますが、更に、執行機関・議会部会が検討する「議会の責務」などは「議会基本条例による」ということを謳うにしましても、市政運営部会や市民参加・まちづくり部会が検討する個別項目について、その主語となる部分に「議会」を含むのかどうか、また、「議会基本条例」に規定のない事項で、議会にも関連する条項を規定することになった場合に、「議会基本条例」との関係性をどうするのか、というようなことが今後の大きな課題となってくるのではないかと考えています。

ですから、体系としましては、歪な形と言ったら失礼になるかもしれませんが、世間一般で作られている2番目の体系をめざしながらも、「議会基本条例」が別にあるので、そこは「議会基本条例による」ということで整理をしていくしかないのかなと事務局としては考えているところです。

この辺りはまた、検討委員さん方のご意見をいただければと考えていま

す。よろしく申し上げます。

報告は以上でございますが、次に、(資料1)ということで、8ページの冊子になっているものですが、この資料は、前回の部会でお示しいたしました、他都市の例と部会の意見、部会の案を一覧で載せた資料がございましたが、その資料の他都市の例をはずして、「部会の第1案」から検討の経過が分かるような資料として、今回整理をさせていただきました。

資料の構成として、このような流れの方が、今後議論がしやすいのかなと思ひまして、資料を作り変えてみました。

今回は、「部会第2案」をメインにご説明させていただきます。

では、2ページをご覧ください。まず、「市民の定義」についてですが、中段に【第1案と事務局案に対する部会意見】という見出しがございます。

本部会のご意見としましては、「『ア・イ・ウ』と分けて記載する方が分かりやすい。」ということと「『本市の区域内』という部分を『市内』とする方が分かりやすい。」というご意見でしたので、そのように「ア 市内に住所を有する者」、「イ 市内に通勤し、又は通学する者」、「ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」ということで、第2案を作成させていただきました。

一番下に【第2案の課題等】ということで記載していますが、この間の全体会でこの部分を出させていただいて、理念部会に投げかけたというふうに事務局としては捉えていますので、後は、理念部会の方に議論を任せながらも、市民部会としては見守っていくというような流れになるかと思ひます。

部会長

理念部会が市民の定義をするのかな。

事務局

定義という項目自体を、理念部会が検討することになっています。その中に「市民の定義」もありますし、必要であれば「協働」や「まちづくり」の定義とかを、今後、理念部会で検討していくようになると思ひます。

ただ、「市民の定義」はそんなに変更することはないと思ひますが、一旦、理念部会に投げかけたということで、市民部会としては、この議論は取り敢えず置いておくということでよろしいでしょうか。(「はい。」の声あり)

それでは、4ページの下段のところですが、ここは「市民の権利」でございます。

【第1案と事務局案に対する部会意見】ということで、「市民の権利」については、「『行政サービスを受ける権利』を入れた方が良いのではないか。」、「『まちづくりに参画する権利』は、『まちづくりに参画することができる』とした方が良い。」、「『公開又は提供を求める権利』についても同じく『求めることができる』とした方が良い。」という意見でした。

「子どもの権利」については、「『健やかに育成される』という部分は、『健やかに育つ』とした方が良い。」、「『自治を担う市民として』という部分については、『将来の大分市を担う市民として』の方が良いのではないか。」ということと、「どこまでが子どもなのかということも考えておく必要があるのではないか。」というご意見も出されたところです。

このご意見を踏まえまして、赤い太枠の中ですが、「部会第2案」ということで記載しております。

部会のご意見を反映したところは赤で修正し、事務局案を採用していただいたところは青で修正しておりますので、そういう見方をしていただければと思います。

「市民の権利」の1項目は変わらず、2項目として、「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」、3項目にずれ込んだ形になりますが、「市民は、まちづくりに参画することができる。」、4項目として、「市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。」と変更しております。

「子どもの権利」につきましては、基本的に事務局案を採用していただいたということで、1項目で「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」、2項目として、「子どもには、将来の大分市を担う市民として健やかに育つ環境が与えられなければならない。」ということで、第2案を作成しております。

【第2案の課題等】ということで、その下に書いてありますが、「市民の権利」につきましては、まず1項目は、「安心、安全、快適に暮らす権利を有する」ということになっておりますが、「快適に暮らす」ということになると、市外居住者であって通勤又は通学する市民から見たときに、「安心、安全、快適に暮らす権利」というものは、どういうことがあるのかということも議論しておく必要があるのではないかと考えています。

それと、そこには記載していないのですが、事務局から見たときの意見として、「快適に暮らす権利を有する」というのは、市民が受動的にただ快適に暮らす権利が与えられるイメージと言いますか、自助がないというイメージになるのかなという気がしてしまっていて、市民として「快適に暮らす権利があるんだ。」と市に対して言われたときに、かなり強いイメージとなるというのが、事務局としては感じているところです。

それで、4ページの「事務局案(一例)」を見ていただきたいのですが、1項目で「市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。」というような、少し自分からも動くような、能動的と言いますか、そういったイメージのものを事務局としては考えたところです。

これは、前回お示ししたときにご説明すれば良かったのですが、そこまでの説明をしておりますませんでしたので、今回、ご説明させていただきました。

5ページの【第2案の課題等】に戻っていただいて、「子どもの権利」については、「『それぞれの年齢に応じたまちづくり』という部分の具体的な姿として、こういったものが年齢に応じたまちづくりになるのか、という部分を想像しておく必要があるのではないか。」ということで、例えば、市民意見交換会などに出かけたときに、「どんなことがあるのか。」というような質問も出るかもしれませんので、そういったことも考えた上で議論しておく必要があるのかなと思います。

それと、「『子ども』を定義しないまでも、その範囲を議論しておいた方が良いのではないか。」とも思います。

あくまでも基本条例ですので、年齢の範囲は個別の条例や法律でそれぞれ

年齢要件を謳っておりますので、ここで厳密に謳う必要はないと思いますが、後々、逐条解説などを作る際に役立つのかなと思いますので、何らかの議論をしていただければ助かります。

続きまして、「市民の責務」ということで、7ページの下段をご覧ください。

【第1案と事務局案に対する部会意見】ということで、前回のご意見を記載しております。

「1項目の(1)として、事務局案の『互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに参画する(取り組む)よう努めること。』を1項の1号に入れた方が良い。」というご意見をいただきました。

そして「それ以降、(2)(3)(4)と繰り下げていく。」ということでございました。

次に、「1項の(1)(2)は、『市政・まちづくり』という出だしになっている部分を『まちづくり』ということの良いのではないか。」ということと、この項目のところで、「コミュニティの形成」の議論にもなったのですが、「『コミュニティの形成』は、市民から見た内容のものと、行政から見た支援する内容のものが必要である。」というご意見と、「『コミュニティの形成』は、自治会から見ても大きな問題であるので、責務の中に1項目あっても良いのではないか。」というようなご意見がありました。

それで、8ページの方に「部会第2案」ということで、記載をさせていただきました。

当初、部会の意見で1項目の(1)に事務局案の「互いに権利を尊重し、…」という部分を入れるということであったのですが、この条文の内容が共助の内容だというふうに思いましたので、「市民の責務」としましては、まず自分で出来ること(自助)を優先して、次に、協力して行うこと(共助)の順番が良いのではないかと判断をいたしまして、敢えて(2)の方に入れさせていただきました。

(1)には、自助である「まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。」ということを持ってきて、(2)に「互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。」、そして(3)に部会の意見を参考にして、地域コミュニティに関わる責務を追加し、「地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。」としました。(4)としまして、「まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。」(5)として、「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。」、2項目として事業者の内容を変えずに入れております。

【第2案の課題】についてですが、「地域コミュニティ」の内容と条項の配置について、事務局が少しあたらせていただきましたので、これで良いかどうかという議論をいただきたいのと、「市民の責務」に「地域コミュニティ」が入ってくる場合、条項の内容が5号に亘りますので、見た目も責務がかなり課せられるようなイメージとなり、重くなると思いますので、それが良いのかどうかということ。また、「地域コミュニティ」の観点は、市民から見たものと行政から見たものが必要であるというご意見もありましたの

	<p>で、両方を併せて他の部会で項目を立てて謳う方が見映えがするというとも考えられるのではないかなと思います。</p> <p>それと、そこに記載していませんが、(2)と(3)の部分は、両方とも共助の位置付けになると思うのですが、(3)を仮に他部会で盛り込むということにすれば、ここの重複感が緩和されるのではないかなというような気もしております。</p> <p>(5)の「行政サービスに伴う市税等、…」とありますが、市税等には労力という部分も含まれるのではないかと考えられるのですが、市税が前面に出ることで金銭的な負担ばかりが目立つイメージとならないかということで、例えば、事務局案のように「市政運営に伴う負担を分担すること。」というふうに、広く表現することは出来ないかなと思っています。</p> <p>それと、「子どもの権利」に対応して、「市民の責務」として、例えばですが、「大人は、将来を担っていく立派な市民となるように、責任を持って子どもを育てる責務がある」というようなことが、この項目で必要ではないかなと思いました。大人或いは社会の側から子どもに対する責務と言いますか、そういった部分が、「子どもの権利」を謳うのであればあった方が良いのかなというような気がしております。</p> <p>長くなりましたが以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>(資料1)に基づいて、今、事務局からご説明がありました件について、意見等がありましたらいただきたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>市民部会の中から、そのときは委員さんからもご提言があったのですが、「子どもの権利」の関係をこの基本条例の中に謳っていくということで、方向付けをしながら議論をしてきた経過がございます。</p> <p>前回の全体会の中でもその辺の説明はしたのですが、ほとんど意見はいただけなかったというのもあります。今ですね、大変申し訳ないのですが、市議会の方で「子どもに関する条例」の制定に向けた取り組みをしています。</p> <p>これまでも、市民意見交換会や各教育関係、子育てに関する関係者の皆様方と意見交換をする中で、「権利について大きく謳うべきである」と主張される方と、逆に「権利を謳わせることによって、その子どもたちの成長を阻害してしまう」というような感覚の中で、「権利という言葉あまり使わない方が良い」というようなこともございました。</p> <p>そういう形の中で、「子どもに関する条例」を作る推進チームで議論をさせていただいたのですが、自治基本条例の中で市民という定義をしたときには、当然、子どもも全部含まれるという想いの中で、最高規範性となることで、そのことがいろんなことに影響を及ぼしてくる。</p> <p>当然、自治基本条例が制定されれば、各個別の条例や規則がこれに沿って動き出すという形ですので、私たちが作ろうとしている「子どもに関する条例」についても、その影響の中での条例になってくるというふうに思っています。</p> <p>ですから、出来れば「子どもに関する条例」の中に、この部分を謳い込ませていただくということで、「権利」という強い言葉を使うかどうかという</p>

	<p>のは、まだはっきりしておりませんが、お互いに尊重しなければならないというようなことも含めて、その中で定義付けをさせていただきたいという動きもございます。</p> <p>私個人的には、とても大切なことだと思っていましたから、当然この市民部会の中で、このことを協議していくことは異論がなかったのですが、他の議員さん等と話をする中で、「その部分を市民部会として、どうしても載せていくんだということであれば、それは仕方がない部分も出てくると思うが、その前段で、もし理解が得られる部分があるのであれば、そういうことも検討してくれないか。」というようなご意見をいただきましたので、この項目を出すか出さないかも含めまして、もう一度整理をさせていただけたらと思って発言させていただきました。</p>
部会長	<p>「自治基本条例」という名前になるか「まちづくり基本条例」となるかは分かりませんが、最高規範性を持つということから考えて、「子どもに関する条例」というものも、全てその下に位置付けられてくるわけですから、最高規範性の中に「子どもの権利」を謳っていても、おかしくないと思いますけど。</p>
委員	<p>ただ、一つですね、今の部会案は北九州市の条文を参考にして出しているのですが、北九州市には「子どもに関する条例」はないんですよ。ないのでこの中で謳わざるを得なかったという状況があるようなんですね。</p> <p>だから、「市民」という全体を被せる形の中の条例であるのであれば、「子ども」を突出させるのではなくて括ることも可能ではないか。</p> <p>逆に「子ども」を突出させるのであれば、今から先は高齢者の方も出すということも、もしかしたら必要性として言われてくる可能性もあるので、オーソドックスに「市民」というのは、赤ちゃんから高齢者まで全てを包含した形の「市民」という考え方で、権利についても「市民の権利」という形で謳っていった方が良いのではないかなというように思いますが。</p>
委員	<p>北九州市は子どものほかにも別に出していたのですか。</p>
委員	<p>北九州市については、子どもしか別出しにしていないですね。市民と別には。</p>
委員	<p>では、ダブっているんですね。</p>
委員	<p>ダブっています。</p> <p>確かに、少子高齢化になって子どもが育つ環境が厳しい状況もありますので、そこを重点的に守っていかなくてはならないという気持ちはあるのは、全く同じ気持ちなのですが、最高規範性のある条例の中にこれを謳うとどうかなという気がします。</p>
部会長	<p>「子どもに関する条例」の動きは、子供が健やかに育つ環境とか権利とか</p>

	<p>そういうものを謳い込むのが、その条例の方向性でしょ。</p> <p>これは、将来のまちづくりの条例というのが自治基本条例の方向性だから、その中で「子どもの権利」というか子どもの項目が一文あってもおかしくはないと思っているけど。</p>
委員	<p>私もどちらかというと、そういう方向で話をしていたのでそう思うのですが、他からそういう意見が出たものですから、一応、部会の中で協議をして欲しいということなのですが。</p> <p>子どもに関しては、「子どもの権利条約」とかですねいくつかの国際法も含めてあるものですから。</p>
部会長	<p>「子どもの権利条約」とは違った形の「子どもに関する条例」をめざそうとしているのだから、自治基本条例の中の「子どもの権利」というのは、読んで文章のごとく、必要最低限の部分なので。</p>
委員	<p>委員にお聞きしたいのですが、「子どもに関する条例」について、特別に深く掘り下げて作るということですが、そうしたときに、例えばここに載っているような「子どもの権利」という部分が、それによる弊害的なことが何か考えられますかね。</p>
委員	<p>弊害と言いますか、権利だけを主張するものが出てくるという話があるんですよ。この「子どもに関する条例」の法形態にしても、権利を主体にした条例と、全くそのことを抜きにした条例と、お互い良いところを取って按分した形の各自治体で作っている「子どもに関する条例」は三種類ほどあるのですが、どうも権利だけを主体にする川崎市のような条例については、どうしても子どもたちが「自分たちの権利はこうなんだ」と過剰に意識しすぎるところが出てきているという報告等はいただいていますけれども。</p>
委員	<p>そのところがいまいち、私に理解しづらいのがですね、その権利だけを主張してくるといようなことが、実際にありますかね。</p>
委員	<p>大人がそういうことを教えなければいけないのですが、作ったまま放っていますので、「自分たちはこんな権利があるんだ」という、そこだけを言うようなことで...</p>
委員	<p>一般的に言う、義務を果たさずに権利だけを主張する子供が出てくるといようなことが、言われる可能性があるということですよ。</p>
委員	<p>相手のことを考えるということが、抜けているという部分もあって、自分さえよければ良いという部分と...</p>
委員	<p>この権利で、自分さえよければ良いという想いになる可能性も出てくるといことを言われるわけですね。</p>

委員	<p>そうですね。守られる権利とかいうのは、確かにあって然るべきなのですが、過剰に権利を認めていくようになってくると、そういう部分もあるのではないかという話は出ています。</p> <p>大分市に関してはどうなのかなという気持ちもありますが。</p>
委員	<p>言われることはよく理解できましたが、「子どもの権利」というこの言葉によって、権利だけを主張するのだとか、自分さえよければ良いというような人格に育つということが、どうしても私には考えにくいんですね。</p>
委員	<p>今のようなアバウトな感じであれば良いと思うんですね。ただ、この条例を受けた上で、今から作る個別の条例について、そのものが謳われなくてはいけなくなるんですよ。「子どもに関する条例」の中に、権利というものが。そういう考えもあるので...</p>
委員	<p>逆に言ったら、この条例は要するにまちづくりに参加するということや、健やかに育つ環境が与えられなければならないというようなことは当たり前前の話ですよ。</p> <p>だけど、当たり前でない環境の子供がいるとしたら、やっぱり与えられなければならないですよ。そういうことを考えたときには、むしろこれがあつた方が良いのではないかという考え方も一つにはあると思うんですね。</p> <p>今、例えば子どもが虐待だとか、そういった子どもたちが非常に多いと、だから、親がいるのに親元を離れて特別なところで暮らすという、そういう施設だって今はありますよね。そこは親が親の権利(責務)を放棄しているというような状態ですよ。</p> <p>そういうことを考えたときに、この問題は、ここの中でなくても良いかもしれませんが、やはりどこかには要るのではないかなという気もするんですよ。</p> <p>敢えてここに「子どもの権利」ということを取り立てなくても良いのかもかもしれませんが、そういう世の中に見捨てられかけている子どもたちが居るという現実を踏まえたときには、わざわざここに取り立てる意味も一つはあるのではないかなという気もしますね。おっしゃることはよく分かりました。</p>
委員	<p>私も、否定をするわけではなくて、皆さん方の意見の中で、「このことが必要である」ということが、決定付けられるのであれば、それはその方向性でよろしいかと思います。</p>
委員	<p>そこを考えたときに、あまり縛りを入れない方が良いと思うんですね。ここに入れるとしたらですね。私は前回もこの件で申し上げたのですが、「子どもの権利」の中で、2項のところに、「子どもには将来の大分市を担う」という言葉がありますよね。子どもにはですね、将来の大分市を担うか担わないか分からないんですよ。他の市町村に行くかもしれないですしね、日本</p>

	<p>以外のところに行くかもしれないということを考えたときに、子どもは自由なんですから、「子どもには市民として」というような形で、「将来の大分市を担う」というような言葉は、除けた方が良いのではないかなというように思います。</p> <p>健やかに育たないといけないという環境を作るのは大人の責任ですよというところは、そこはきちんとすべきではないかなと思いますが、将来の大分市にこだわってはいけないという想いもありますので、ここはカットしても良いのではないかなと思います。</p>
委員	<p>そこは、「地域コミュニティ」という中で、大分市で育った人は大分市のことを考えて欲しいという意見もありますけどね。</p>
委員	<p>だけど、大分市にこだわる必要はないと思うんですよ。</p>
副部会長	<p>そこまで議論が行ったらね、逆に言ったら、ここに「子どもは市民の一員として」とあるので、「子どもの権利」を除けて、「市民の権利」の5項、6項に子どもの条文を持ってきたら良いのではないですか。</p> <p>そうすると、子どもも市民の一員ということで、網羅しているわけですから、それで子どもに配慮した文章が入っているということで、私は通ると思うのだが、今のお互いの話を聞いていると、両方とも良い話なのですが、権利を盾としてするのと、権利を行使してどうするのかという話になると難しくなるので、逆に考えたら、「子どもの権利」とかの別枠を作らないで、「市民の権利」に入れ込んだら良いのではないかと思います。</p>
部会長	<p>ではそういうことで、「子どもの権利」という項目を消して、「市民の権利」の5、6項ということで。</p>
委員	<p>「将来の大分市を担う」というのはどうなったのですか。</p>
部会長	<p>大分市の子どもですから、私は「将来の大分市を担う」という部分はきちんと入っておくべきだと思っています。</p> <p>いわゆる、自分の足元をきっちり自覚させるという部分は必要だと思っていますので。これを除いたら大分市でなくても良くなってくるので、どこでも一緒という感じになってしまったのでは困る。</p>
委員	<p>いや、そういう意味ではなくて、どこにでも通用する人間に育つという意味で...</p>
部会長	<p>それはこういうふうに書いていても、子どもたちは育っていく中で、それぞれが判断していきますから。</p>
委員	<p>それでしたら、わざわざここにそういう言葉を入れなくても...</p>

部会長	いや、私は入れるべきだと思う。大分市の自治基本条例ということですから。それはきちんと、「将来の大分市を担う」という自覚を持たせるべきだというのはあります。
委員	これは出来上がったら、どういうふうにしていくのか。
副部会長	今、部会長が言われましたけど、一理あると思います。要するに、将来の大分市という中で、詰め込んでいって良いのかという部分があるので、私はこれは「地域社会」だと思うんですよ。「地域社会を担う市民として」頑張っていていただくということだと。「大分市を担う」ということになると、将来まで大分市に束縛されるのではないかと、大分市に生まれると絶対大分市を担わなければならないとなると...
委員	堅苦しく考えなくても、大分市に住んでいるのだから、その子どもたちはやはり将来大分市を担っていくこともあるだろうし、どこかに行ったらそれはまた仕方がないし。
副部会長	それは、大分市の自治基本条例だから大分市は当然なので、私が思うのは地域社会の方が、感じ取ったときに、本当に地域社会の中で子どもも一緒に育っていくんですよという... 委員が言うように、いつも思うのは、この条例を作ったときにどのようになるのかというのが...
委員	それはね、これを最高規範とすると決まったじゃないですか。それがあの上、我々はその言葉に対して議論した結果、どうなるかというのは良いんですよ。だけど、こういうのを何も議論しないまま決まる最高規範なんかはあり得ないんですよね。そこは十分理解をしていただきたいと思います。
委員	例えばね、今度、市長が変わったらまたこの条例が変わるかも分からないんですよ。
委員	それではいけないと思うんですよ。それは最高規範になっていないんですよ。市長が変わったらこれが変わる、あれが変わるということ自体は...
委員	どこか隅の方でこれが最高規範として残るけど、市長が変わると、また新しい何かが出てくるのではないかと、私は心配するんですよ。
委員	そこを言い出すのであれば...
委員	と言うのはね、これは蛇足かもしれないけど、前の市長のときにこういったものを企画が作ろうとしたしたら、「そんなものは要らない。」と、「俺はここにこういう公約があって」というような後話があるんですよ。 それで私は、いつも言うように、「これが出来上がったらどう使うのか」

	<p>と、最高規範であるならば、それを皆がどういうふうに使っていくのかと、使われなかったら、これだけの労力を使って、一生懸命、侃々諤々やって出来たとしても、積読になるのではないかと。</p>
委員	<p>あのですね、大先輩のお言葉ですけども、最高規範として作ったものをどこかに押しやるような市長なら、そういう市長を我々市民が選ばなければ良いではないですか。それは市民の責任ですよ。</p> <p>折角ね、今の市長が「こういったものをきちんと作ろうではないかと、それは誰が首長になっても、正しいものは正しいことなんだと、ここできちんと筋道を整えてくれ」と、市長は言っているわけですよ。</p>
委員	<p>それは分かっているけど、これを今度は行政がどういうふうにするのかという問題がある。</p> <p>そうでなければこんな難しい、一字一句をああしたりこうしたりとしたところで、行政が前に進んでいくかということが、私は心配になるんですよ。</p>
事務局	<p>部会長よろしいですか。</p> <p>自治基本条例を使って行政がどうしていくかという話よりですね、市民が主体で今作っているわけですから、これを使って自分たちはどうありたいという議論が先であろうと思うんですね。</p> <p>それで、例えばこの条例が出来上がったときに、では行政はどうなるのかと言うと、この条例は最高規範ということが確認されたわけですから、これに基づいて、各個別条例が自治基本条例にあった形に作り変えていかないといけない場合もあるでしょうし、極端な話ですけど、議会基本条例は既に制定されていますが、自治基本条例の方が最高規範ということにされたわけですから、それに沿った形のところで、もし議会基本条例が整合してないようなことがあれば、そこは変えていってもらわなければいけなくなる、ということにもなります。</p> <p>だから、自治基本条例が出来て、行政としてはこれに沿った形でまちづくりを進めていきますよ...</p>
委員	<p>それは分かる。</p>
事務局	<p>では、市民として自治基本条例が出来たので、自分たちはどうしていこうかというところを、やっぱり議論していただかないとですね、そこは行政がどうしなさいと言うところではないと思いますから。</p>
委員	<p>だからね、私はどう使うのかというのは、(報告2)の円が3つ重なって動いていくということは、それは良いことだと思うんですよ。</p> <p>そこまで本当に、この基本条例が出来たら、例えば行政の具体的な個別条例がどういうふうに作られていくのか、そしてそれによってどうするのかというところを将来考えているというわけだな。</p>

事務局	<p>そうですね。例えば、自治基本条例の検討の中で市民参加・まちづくり部会で「協働」という部分が議論されていますけども、そういった「協働」という部分については「指針」しかないですよ、この部分が、自治基本条例を受けてちゃんとした協働の取り決めが必要だということになってくると、その部分で「協働に関する条例」とかいうことを作っていかなくてはならなくなる可能性もありますし、そういうことを視野に入れた上で、この自治基本条例は最高規範なんですから、慎重な議論をしていかなければいけないと思っています。</p> <p>だから、これが出来たから出来て終わりということではないと思っています。</p>
委員	<p>あのね、具体的に言うと、私はたまたま坂ノ市の公民館の審議員をしているんだけど、公民館の運営審議会の会議を公開するといったことが既に動いているわけですね。</p> <p>そして、それに私の印がいると言うんで印を押したけど、どうしてそんな公民館の運営の会議の状況を公開しなければ悪いのか、そんなことになるのか、どうにも分からない。</p> <p>この条例に則ってね、いろいろするということと、今もう既に動いていることと整合性がないじゃないか。</p>
委員	<p>ちょっと一言言わせていただきたいのですが、私はですね、今の公民館のお話をお聞きするとですね、それは一つの情報公開だと思うんですよ。公民館を使う人たちに対する情報公開だと思うんですけどね。だけど、そんな中にも情報を知る権利があるんだと、市民の権利の中にあるじゃないですか、その権利の一つだと考えたときには...</p>
委員	<p>委員が言うのは分かる。</p> <p>それが、この基本条例が出来上がって、動き出したときに、それに沿った具体的な動きが出来てきたのなら良いけど、条例はここで一生懸命論議をしているけど、そういった現実に情報公開が出てきている。</p> <p>その辺の整合性がないじゃないかと私は思う。</p>
事務局	<p>整合性がないですかね。情報公開に関する部分というのは、自治基本条例の中でもありますよね。</p>
委員	<p>分かるんだけどな。</p>
副部長	<p>今、言っているのは、今作ろうとしているけども、もう作る前にそういうことが動いているんだということを委員は言っているんですよ。</p>
事務局	<p>それを言うとはですね、この自治基本条例の中に市政運営に関する項目とかありますけど、既に取り組んでいる内容がほとんどですよ。</p> <p>そういう意味では、この条例を作ったから何か変わるかということ、そうす</p>

	<p>ぐに目に見えて変わるものはないかもしれません。</p>
委員	<p>だけど、最高規範だと言うとそれを基にしているんなことが展開されていかなければ悪いわけでしょ。</p>
事務局	<p>だから今は、その基がない状況で、いろんな作業が動いているわけですよ。個別の条例や要綱によってということ。</p>
委員	<p>よく何十年も、こんな基がなくて市政運営が出来たな。要らないのではないか。</p>
事務局	<p>話が、第1回の検討委員会に戻るかもしれないんですけど、自治基本条例が要るか要らないかという話になってしまうので、今は必要だということで、ここまでの条文案までの検討をいただいているわけですから、副委員長がそのように言っていたことは、前々からお聞きしていますが、全体の皆さんのご意見の中で、「これは必要だから作りましょう」ということで動き出したのですから、元に戻す議論はやめていただきたいなと思います。</p>
委員	<p>これをどういうふうに効率的に使うかと。</p>
事務局	<p>そうですね、それは今後考えていかないと悪いと思います。</p>
委員	<p>それを心配しているんだ。何か以前も分厚い本を作ったじゃないか。あれも侃々諤々で作ったけど、誰がどうしているのか分からない。</p>
事務局	<p>総合計画ですよ。その計画に基づいて大分市の行政は動いておりますので、目には見えないかもしれませんが...</p>
委員	<p>自治基本条例をつくる前に、議会は議会基本条例を作った。それで、各地区に少しだけ市民を集めて説明に歩いたわな。 そのとき集まったのは坂ノ市でも10人くらいだったけど...</p>
事務局	<p>またこの条例が出来るときには、各地区に検討委員の皆さんに出て行ってもらうことになるのですが、結果的に人数が少なくても、それはやはりしなければいけないことだと思いますので。</p>
委員	<p>それは、しないと帳面が消えないだろうけど。そういった現実の中で自治基本条例が今こういう形で進んで行っているというような、マスコミあたりを使って市民にアピールするようなことをしておかないと。</p>
事務局	<p>マスコミにも常にアピールしていますけども、「検討委員会を開催します」ということを毎回毎回言っていますけど、マスコミとしてもやはり素案という形のものが見えてこないですね、記事にならないと思うんですよ。</p>

	<p>だから、そういった意味でも素案を今作っていただいているんですけど、素案が出来たらマスコミの方も...</p>
委員	<p>市民に出来る限り拡げていかないとな。</p>
事務局	<p>そうですね。それは事務局としてもそういったことを仕込んでいかないといけないと思っています。</p>
副部会長	<p>どっちにしても、今はたたき台ですから、今言うように本当の素案を作ってね、しかしながら今検討している一部分のことも分からないけども、それを以って、行政がどういう方向性で歩みながら、「これについてはこれがあるからだめですよ。」「これを通り越してすることは出来ないですよ。」というような議論が始まってくるということなんだろ。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
副部会長	<p>そういうことでしょ。だから、私ども市民というか一般の方から見ると、結局これが出来たときにどういう形の中で市民の中に浸透していくのか、という部分を追求していかないと、議論をいくら重ねてもだめですよということを委員は恐らく言われているんだと思うんですよ。</p> <p>だからそれは、僕は自治基本条例というのはあった方が良くと思う。「これに基づいて皆が動こうよ」と、「いろんなことをして行こうよ」と。</p> <p>そして、住民はここの権利で謳っているように「平等に暮らす権利」を持っている。地域力を高めて何とか平均的な自治行政に持っていくというのが、私は一つの謳い文句の中で出てきた条例だと思っているんでね。</p> <p>だから、それは良いんだけども、本当にこれが出たときにいろんなものを一度精査してね...</p> <p>それと、議会基本条例のことが少し頭にあったのだけれど、自治基本条例とかぶっている部分がありますよね。そうすると、議会基本条例というのは議員さんが考えて我々が行動しようよという形の基本条例ですよ。</p>
委員	<p>まあそうですね。</p>
副部会長	<p>そうですね。我々は今度、自治基本条例になると、住民サイドの基本条例ですよとしたときに、どういう形で議会と連携を取りながらしていけるものが出てくるのかということのをうまくしないと、議会基本条例がこっちにある、自治基本条例がこっちにある、両方がかみ合わせているんだよと言っても、本当にかみ合っているんですかという部分が出てくるので、この辺をもう一度あたらないと、始めに議会基本条例が出来たから、その辺がどのようになるのかというのがありますよね。</p>
委員	<p>住民の皆さん方が議会に対して何を期待しているのかとか、実際、今ある議会基本条例の中にはないですよ。</p>

	自分たちの議会改革の中での条例ですから。
委員	議会がこういうふうになりますよと。
委員	そうですね。そのためにいろんな情報を公開しますし、市民意見交換会もしますというようなことは中に謳っていますけれども、それはもう主体は議会側になっていますので。
委員	それと「子どもに関する条例」も作っているんですか。
委員	来年3月を目標に今検討しています。
委員	自治基本条例を早く作ってしまわないと、そっちの方に行き着かないんですよ。
委員	自治基本条例の内容が影響するのは間違いありません。
部会長	はい、では次に行って良いですか。 さっきの結論は、「市民の権利」の5項、6項に「子ども権利」という言葉を除いて入れるということで...
委員	「市民の権利」に付けたときに、「まちづくりに参画」というところは、2回出てくることにはならないですか。
部会長	「子どもは、...」と言っているから良いのではないか。
委員	「市民」の中でも「子どもは」ということですね。
委員	「将来の大分市」はどうなったんですか。
部会長	これはそのまま入れておいてください。
事務局	先ほど「地域社会を担う」というご意見もありましたが。
副部会長	「地域社会」が良いですよ。
部会長	「将来の大分市」を「地域社会」に変えますか。はい。 それと、『市民の権利』の課題の中で、市外居住者であり通勤又は通学する市民から見たときに、『安心、安全、快適に暮らす権利』とは、ということですが、この問題を掘り下げていったら「市民の定義」は全部崩れてしまうので、「市内に居住する者」が市民ということに決めないことには... だから、この部分については、昼間の時間というか、大分市内で活動するという形で考える形で、あまり市外居住者とか考えない方が良いのではな

	<p>いか。</p>
事務局	<p>一応ですね、「市民の定義」が市外から通勤、通学する人も市民という位置付けですので、そういったときに、「快適に暮らす権利」という言い方が、実際住んでない人も市民なので...</p>
部会長	<p>住んでいない人も市民だけど、昼間の時間、大分市に居る時間帯の中で「安心、安全に暮らす権利」という考え方で良いのではないかと。</p>
事務局	<p>はい、それですね、参考ですけど「事務局案(一例)」のところに、【事務局案(一例)の考え方等】というのがありますが、その上から二つ目のポツで、考え方として「本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全かつ快適に過ごせるように求める権利を示したものである。」と、ここは「求めていく権利」としているのですが、結びはこういった書き方にしているのですが、そういうふうなニュアンスということで良いですか。生活又は活動ということで。</p>
副部会長	<p>さっき言っていた、「快適」ということになると、ある程度保障的なものという意味が出てきますよね。「安心、安全」は良いですけどね。これは世の中の一つのルールの中で、してあげなければならないことだと思うけど、「快適に暮らす権利」ということになると、「俺は快適に暮らしてないぞ、どうにかしてくれ。」ということになる。</p>
事務局	<p>多分、そういうことにもなると思いますね。そういった意味ですね、「事務局案(一例)」では、「快適な生活を求めていく」というような内容にしたのですが。</p>
副部会長	<p>そうそう。「暮らす権利」と言うとな。</p>
事務局	<p>「暮らす権利」というと、言い過ぎといいますが、少し強いという気がするのです。</p>
委員	<p>これは市内居住者に限らずですよ、そこに限らずにすべての市民というように考えておかなければいけない部分ですね。</p>
事務局	<p>だから、市外から来る人も市内で活動や仕事をする上において、「快適な生活や活動の環境を求めていく」という意味合いで。</p>
副部会長	<p>この快適というのは良く考えておかないとですね。</p>
部会長	<p>踏み込んでいるからね。「安心、安全」というのはもう...</p>
事務局	<p>多分、言われることは本当にこういうことだと思うんですね。「安心、安</p>

	<p>全、快適に暮らす権利がある」と言うのは、このとおりだと思うのですが、文章にして条例として出ると少しきついかと思います。</p> <p>「生活を求めていく」という形にすれば、自分からも動いてもらうような感じにもなるのかなと思うんですよ。そういう意味で事務局案は作っているんですけど。</p>
部会長	<p>「求めていく」となると、自助努力も入るわな。そうですね。</p> <p>「快適に暮らす権利」となると、これを行使するとか、要求するようになる。大変なことになるな。</p>
事務局	<p>ついでに言いますと、「部会第2案」では、「安心、安全、快適に暮らす権利」と書いているのですが、多分ですが、法令的にはこういう書き方をしないのではなかろうかなと思います。</p> <p>「事務局案(一例)」にあるように、「安心で安全かつ快適な生活を求めていく」というふうに変えさせていただいているのですが。</p>
部会長	<p>では、そういうふうに変えるということで、「安心で安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する」ということでね、少しオブラートに包むような感じでね。</p>
事務局	<p>一つよろしいですか。どこかで議論されていたら申し訳ないのですが、子どもという言葉は、定義付けをされるのかどうか、されるとすると、例えば、何歳くらいというようなところを明確にされるのかどうかというところはいかがでしょうか。</p>
部会長	<p>子どもは、幼稚園、小学校、中学校...</p>
委員	<p>世間一般で言うと、生まれた瞬間から児童福祉法で18歳ということで規定されているんですよ。</p>
部会長	<p>まちづくりに参画できるのかな。</p>
委員	<p>そういった意味で、その定義をどうするかですけどね。</p>
事務局	<p>先ほども、課題のところでおっしゃっていただいたのですが、あくまで基本条例ですから、明確に定義をする必要はないと思うんですね。ただ、今のようない問があったときにですね、「この範囲ですよ」ということが言える程度にはしておいた方が良くないかなと思います。</p>
委員	<p>ある程度責任が果たせると言うか、対応が出来る年齢と考えないと。</p>
委員	<p>今、言われたように、児童福祉法というものがあって、生まれたときから18歳までということであれば、それを全くそのまま適用した方が良くない</p>

	<p>はないですか。違う条件的なものを作るよりは。</p>
事務局	<p>理念部会での今までの議論はですね、「市民の定義」のところで市民部会が「ある程度大きく捉えましょう」と、「市外、市内も言わない、大分市に入ってくる人全てを広く市民と捉えよう」というお話でしたので、そういった意味では理念部会としてもそのとおりだと、大分市に暮らす人、来る人、皆含めるということで良いのですが、「市民総参加の原則」の中で、「年齢、性別は問いません」という話をしているので、ここで敢えて限定をしてしまうとですね、「年齢を問うているじゃないか」という話になりますので。</p>
事務局	<p>今、年齢を制限しようとしているわけではなくて、市民の中でも子どもというのはどういったイメージかというところを考えておこうという話なのだけど。</p>
委員	<p>子どもといたら、年齢とか考えないで、ただ子どもだと考えれば良いじゃないか。</p>
法制室	<p>法制室ですけど、児童の定義というのは18歳までというのが全てではございませんで、法律によっては20歳までと捉えているものもございます。</p> <p>ですから、どこまでという線引きは難しいかなと思います。また、この規定を見たときに、何歳でという線を引く必要性はあまり感じないのではないかなと思います。</p> <p>考え方といたしましては、第5項になった部分ですけど、まちづくりへの参画が完全に行えない、いわゆる参政権がないという子どもについて、一定の参画の範囲を拡げるというふうに考えられたらいいかなと思います。第6項については、自分で育っていく環境をコントロールできない範囲と捉えられたらどうかなと思います。</p>
部会長	<p>はい、今、法制室の方から、そういう理解の仕方というのを一案としていただきましたので、そういう形で...</p>
委員	<p>すいません、20歳までと捉えている法律は、どのようなものがありますか。</p>
法制室	<p>「母子及び寡婦福祉法」だったと思いますが。</p>
部会長	<p>それだけ手厚く保護するということですね。</p>
法制室	<p>そうですね。保護が必要な範囲というのが、対象によって違ってまいりますので、基本条例という性格を考えたときに、始めから何歳までという制約をする必要はあまりないのかなと思います。</p>
部会長	<p>そういう捉え方でよるしいですか。子どもの捉え方という部分は。</p>

	<p>それと、最後の「『子どもの権利』に対応した『市民の責務』として、『大人は、将来を担っていく立派な市民となるように、責任を持って子どもを育てる責務を負う』」という項目が、事務局からの課題として提案されてきていますが、これについては、私としては「市民の権利」という部分で、第5項、第6項に子どもの権利部分が入ったと考えたときに、それに対応する形で「市民の責務」の一項目で入れた方が良くないかと思っていますがどうでしょうか。</p> <p>「市民の責務」第1項が(1)～(5)とあります。第2項目が事業者、活動団体とあります。3項目として、「子どもの権利」に対応した言葉を入れ込むと良いのではないかと、どういう言葉になるかは検討したいと思いますけど。</p> <p>それから、「市税等、応分の負担を負う」ということで、事務局が懸念をしておりますけど、私は「市税等」できちんと謳った方が自覚の問題としては良いと思っています。オブラートに包みすぎると、責任意識というかその部分が希薄になってくるような感じがしますので、ここは「市税等」と謳った方が私は良いと思います。皆さんどうでしょうか。</p>
委員	良いんじゃないですかね、謳った方が。
委員	市税は払ってもらわないとね。
委員	サービスが出来ないですよ。
委員	やっぱり義務をそういった点でかける必要があるのではないか。
副部会長	<p>まあ、当然ですよ市税というのは、市は税で成り立っているから。</p> <p>しかし、市税というと少しあれだから、行政サービスに伴う経費...としても少しおかしいかな。しかし、市税というのもね悪くはないけど、当然払っていただかないと成り立たないわけですからね。</p>
委員	敢えて謳った方が良いということもあるかもしれませんね。
委員	それでも滞納というのはありますからね。
委員	払いたくても払えないという人もいらっしゃるという状況を考えるとですね...
委員	でも、払っている人から見たらね...
委員	それはもう国民の義務ですからね。
事務局	ここで、心配なのはですね、当然、市税を払っていただかないとサービスというのは成り立っていかないのですが、と言いながら、払ってない人でも

	<p>何らかのサービスというのは受けられますよね。</p> <p>税金を払ってないから全くサービスを受けられないのかという話になったときに、どうなのかなという個人的な気持ちもありますけど...</p>
部会長	<p>そこまで謙虚な人はいません。</p>
事務局	<p>であれば良いのですが。</p>
法制室	<p>逆の意味で、「行政サービスを受けてないから市税を払わない」と言う根拠に使われかねない危険があるかなとも思います。</p>
部会長	<p>そういう危険性があるということですね。</p> <p>サービスを受けていないという意識を持つ人が出てくる可能性がある。</p> <p>実際は受けていても、自分としては受けているつもりはないと。</p>
法制室	<p>「自分が払う税金に見合った行政サービスは受けていない」と言う方もいらっしゃるかもしれませんので。</p> <p>本来、税と行政サービスというのは必ずしも対価関係ではありませんので、少しこの辺は、言葉としては切り離れた方がよろしいのかなという気がします。</p>
事務局	<p>ここの文言は、宇都宮市の条文をそのまま使っているのですが、事務局が一例としてお示ししているのは北九州市の例です。ここの「市政運営」というのは検討の余地があるかもしれませんが、こういった例もあるということで。</p>
部会長	<p>はい、ここを含めて「市民の責務」については、次回の課題にします。</p> <p>では、今日はここまでということで。</p>
事務局	<p>はい、では次回の日程調整をお願いします。</p>
部会長	<p>では、5月14日の13時30分ということで。</p>
事務局	<p>次回の資料は、今日の資料を引き続き使用するという事によろしいですか。今日の議論だけはまとめておきます。</p>
部会長	<p>はい。ではお疲れ様でした。</p>